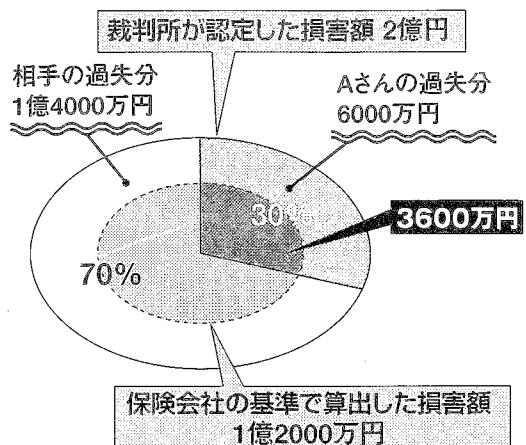


自動車「人身傷害補償保険」の支払いに大差

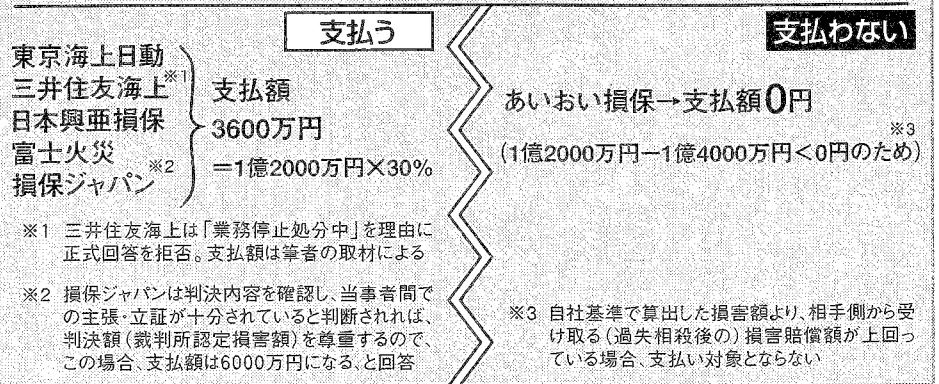
大手損保6社に聞いた「人身傷害補償保険」の支払額



各社に質問したモデルケース

交通事故で1級の重度障害を負ったAさん。相手の運転手に対して裁判を起こしたところ、判決で2億円の損害が認められた。しかし、Aさんにも30%の過失があると判断されたため、賠償金は6000万円(2億円×30%)が引きかれて支払われた。Aさんは自分の車にかけている自動車保険に、限度額1億円の「人身傷害補償保険」をつけていたが、この場合、Aさんの過失分は、この保険の支払いの対象になるのか。支払いの対象になる場合、具体的な金額はいくらくなるか。(ただし、保険会社が自社の基準で算出したAさんの人身傷害の損害額は1億2000万円と仮定する)

問:Aさんの過失分は保険で支払われる?



あいおい損保の超払い渋り

他社が

てきた。

「人身傷害保険（人傷）は、約款に定められた基準に従い損害額を算定し、そこから、被保険者が加害者側（自賠責保険含む）から受けた

賠償額を差し引いた額を補償する保険。なお人傷における支払額は保険金額が限度となる」

つまり、今回のモデルケースの場合、自社で積算し

パンフレットは全額補償と明記

た損害額(1億2千万円)が相手からの賠償受領額(1億4千万円)を下回ったため、支払い対象にはならないという考え方だ。その一人であるAさんはこうだ。乗用車の助手席に乗っていたAさんは、運転者が起こした自損事故によって脊髄を損傷。腰から下が完全に麻痺する重度の後遺障害(労働能力喪失率100%・1級)を負った。民事裁判の判決で、逸失利益、慰謝料、介護料など、約2億円の損害が認められた。しかし、被害者であるAさんにも、シートベルト不着用など30%の過失があるとされ、加害者(運転者)側から30%(約6千万円)



「お客様ご自身の過失をカバーします!」。そんな売り文句で登場した自動車保険の「人身傷害補償保険」。保険料を上乗せしても安心を得たいとうユーザーの心をつかみ、今や自動車保険の主要商品となっている。ところが、あいおいが、契約時のセールストークとかけ離れた支払いをしている実態が明らかになつた。

ジャーナリスト・柳原三佳

任意の自動車保険に入っているドライバーなら、「人身傷害補償保険」という名前を聞いたことがあるだろう。自動車運転中の事故だけでなく、同乗中、歩行中などさまざまな事故で、「本人の過失割合にかかわらず補償してくれる」という、新しいタイプの保険だ。この保険について、国内大手損保6社に、ある事故のモデルケースを示して、保険金をいくら支払えるかと同じ質問をしてみた。その結果は、左の図のように驚くべきものになつた。東京海上日動など5社

が基本的に「3600万円支払う」と回答したのに對し、あいおい損保1社だけが「支払いの対象とはならない」つまり「0円」と回答してきたのだ。国内損保の自動車保険は、個人向け商品の場合、会社が違つても保険料率や約款はほぼ同一だ。それがなぜ、支払時にこれだけの差が出るのだろうか。

人身傷害保険は1998年、東京海上(現・東京海上日動)が、「契約者の過失をカバーする完全補償型保険」と銘打って、業界で初めて販売を開始した。当時、この保険の開発に携わった東京海上の担当者は、筆者が97年に本誌で連載した、「こんな自賠責保険ならいい」という告発ルポが商品開発のきっかけのひとつだつたと話してくれた。このルポは、「死人に口なし」とばかり死亡した側に過失が押しつけられ、自賠責保険すら受け取れない被害者が多数いることを問題

にしたるものだつた。それが人身傷害保険をつけることによつて、過失があるとされた場合でも、とりあえず自分がかけている自動車保険会社から保険金を受け取ることができる、まさに業界初の「完全補償型」保険であるというのが、担当者の説明だつた。

この保険はたちまち人気商品となり、他社も「右に倣え」とばかり「過失分を補填する保険」をセールスポイントに、「人身傷害保険」という名の商品を販売し始めた。

実際に、訴訟にならず、当事者間の話し合い(示談)で解決した場合も、双方で取り決めた過失割合が適正であれば、ほとんどの会社は約款どおり自社の基準で過失分を補填している。

ところが、あいおい損保だけは、単純に「過失の補填」をするという考え方ではないようだ。同社はモデルケースで「支払わない」理由について、こう回答し

Aさんの母親は憤りを隠せない様子で語る。「当時、うちの車が契約していた人身傷害保険を契約している。人身傷害保険は、対人賠償における過失相殺額を補填するものではあります」

Aさんの代理人に届いた通

知書には、次のように記されていました。「人身傷害保険は、障害に認定された場合、限度額は2倍の6千万円に引き上げられる」と明記されていました。ですから、息子の過失分はほぼ人身傷害保険で補填できるのだろうと安心していたのです。契約のときには過失をカバーするとはつきり説明を受けたのに、なぜ払えないのか。説明もないまま2年以上も

